

第 54 回 定時株主総会 招集ご通知

会社法の改正に伴い、株主総会資料（株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類、連結計算書類）の電子提供制度が2022年9月1日に施行されましたが、第54回定時株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、招集ご通知を従前どおり全ての株主様にお送りしております。

本招集ご通知は、書面交付請求に基づき交付される書面に記載すべき全ての事項を含んでおります。

開催日時 2023年6月22日（木曜日）
午前10時 受付開始 午前9時30分

開催場所 神奈川県厚木市中町二丁目13番1号
レンブラントホテル厚木 3階「相模」の間

- 議 案**
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る報酬額改定の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件
 - 第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

野村マイクロ・サイエンス株式会社

証券コード：6254



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/6254/>



証券コード 6254
2023年5月31日

株 主 各 位

神奈川県厚木市岡田二丁目9番10号
野村マイクロ・サイエンス株式会社
代表取締役 内 田 誠

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nomura-nms.co.jp/ir/stock/generalmeeting.html>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6254/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「野村マイクロ・サイエンス」または「コード」に当社証券コード「6254」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、次のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月21日（水曜日）午後5時40分までに到着するようご送付ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2023年6月21日（水曜日）午後5時40分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月22日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県厚木市中町二丁目13番1号
レンブラントホテル厚木 3階「相模」の間
3. 目的事項
報告事項
 1. 第54期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第54期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類の内容報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る報酬額改定の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件
 - 第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、当該議案につきまして賛の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
 - (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
 - (3) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5) 議決権を統一しないで行使される場合（株式の信託等他人のために株式を有する株主様に限り）は、株主総会の3日前までにその旨および理由を書面または電磁的方法により当社にご通知ください。

以 上

- ~~~~~
- (注) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方は、ご入場いただけませんので、ご注意ください。
2. 当日の受付開始時刻は、午前9時30分を予定しております。
3. 会社法改正により、電子提供措置事項について1頁に記載の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

4. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

本株主総会にご出席を希望される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

会場の当社スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。また、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声かけをして入場をお控えいただくことがございます。その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の感染状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nomura-nms.co.jp/>) にてお知らせいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2023年6月21日（水曜日） 午後5時40分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2023年6月21日（水曜日） 午後5時40分入力完了分まで</p>	 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2023年6月22日（木曜日） 午前10時（受付開始：午前9時30分）</p>
--	--	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○
株主総会日 御中
議決権の数 XX股
XXXXXXXXXX月XX日

高年日現在のご所有株式数 XX株
議決権の数 XX股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード XXXXXX

見本
○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案、第4号議案、第5号議案および第6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案および第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

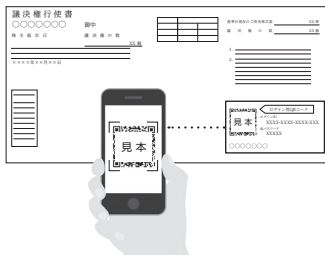
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明の場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の概況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の活動制限緩和により経済活動は正常化に向かいつつあるものの、原材料、エネルギー価格の高騰、米中貿易摩擦の長期化やロシア・ウクライナ情勢等の地政学的リスクの高まり等依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの業績に影響を及ぼす半導体業界は、パソコンやスマートフォン需要の鈍化等により半導体メモリー等一部市況に停滞感はあるものの、電気自動車、産業機器やデータセンター等に利用されるパワー半導体を中心に引き続き堅調に推移しております。

Semiconductor Equipment and Materials International (SEMI) が発表した2022年の世界半導体製造装置市場統計によると、半導体製造装置販売額は、台湾、北米、日本等で前年比増となり、世界全体では前年比5%増の過去最高となる107,640百万ドルとなりました。

また、FPD(フラットパネルディスプレイ)関連市場は、パソコン、タブレットやTV向けパネル価格の下落が長期化したことに加え、中国の複数都市でのロックダウンの影響等によりFPDメーカーの投資計画が遅延している状況です。

このような状況下、当社グループは海外では半導体・FPD関連企業、国内では製薬・半導体関連企業を中心に積極的な営業活動を展開し、受注獲得に努めてまいりました。

これらの事業活動により、旺盛な設備投資を背景に各地域の半導体関連企業から大型水処理装置案件の受注が増加したこと等により、受注高は76,558百万円(前期比84.4%増)の大幅増となりました。水処理装置については、国内外の受注済み水処理装置案件の工事が順調に進捗し、売上高は35,247百万円(同79.0%増)となりました。また、メンテナンスおよび消耗品については、半導体関連企業を中心に受注は堅調に推移し、売上高は11,568百万円(同5.7%増)となりました。その他の事業については、半導体関連企業向け配管材料の受注が増加し、売上高は2,779百万円(同118.5%増)となりました。

利益面については、水処理装置の大幅な増収等により売上総利益は前期を上回り、販売費及び一般管理費の増加を吸収したことから、営業利益、経常利益は前期を上回りました。また、特別利益に負ののれん発生益を計上したこと等により親会社株主に帰属する当期純利益においても前期を上回りました。

以上の結果、売上高は49,595百万円（同55.5%増）、営業利益は6,550百万円（同47.8%増）、経常利益は6,416百万円（同40.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は5,806百万円（同76.4%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

・日本

水処理装置については、国内、韓国および中国の半導体関連企業からの受注が堅調に推移し、メンテナンスおよび消耗品については、更新・改造工事やメンテナンス等の受注が堅調に推移し、売上高は21,389百万円（前期比14.5%増）となりましたが、原価低減が奏功した高採算の大型水処理装置案件が前期までに一巡したことに加え、一部の水処理装置の原価上昇と販売費及び一般管理費が増加したこと等により営業利益は2,742百万円（同6.4%減）となりました。

・韓国

水処理装置、メンテナンスおよび消耗品ともに半導体関連企業を中心に受注は堅調に推移いたしました。売上高は、水処理装置、メンテナンスおよび消耗品の増収により7,224百万円（同81.8%増）となり、営業利益は水処理装置、メンテナンスおよび消耗品の増収効果により1,289百万円（同138.8%増）となりました。

・中国

受注高は大型水処理装置を複数受注するなど堅調に推移いたしました。売上高は半導体関連企業の水処理装置案件の工事が順調に進捗したことにより9,074百万円（同112.1%増）の大幅増となり、営業利益は384百万円（同35.2%増）となりました。

・台湾

半導体関連企業からの大型水処理装置受注に加えメンテナンスおよび消耗品受注が堅調に推移いたしました。売上高は水処理装置、メンテナンスおよび消耗品の増収により6,340百万円（同33.5%増）となり、営業利益は水処理装置、メンテナンスおよび消耗品の増収効果により1,471百万円（同136.2%増）となりました。

・アメリカ

半導体関連企業から大型水処理装置を受注いたしました。売上高は大型水処理装置の工事進捗により5,566百万円（前期は220百万円の売上高）の大幅増となり、営業利益は661百万円（前期は56百万円の営業利益）となりました。

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、1,140百万円であり、その主なものは、新本社棟612百万円、新開発棟用地196百万円等であります。
- ③ 資金調達の状況
当社グループでは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額8,215百万円の当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高は3,442百万円であります。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
拡大が予想される中国マーケットに対応するため、中国において半導体関連企業を中心に水処理装置の供給事業を手掛けておりました水翼（上海）成套工程有限公司の全持分を2023年1月に取得し、社名を野村（上海）水処理工程技術有限公司としております。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第51期 (2020年3月期)	第52期 (2021年3月期)	第53期 (2022年3月期)	第54期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
受 注 残 高(百万円)	12,826	7,788	17,403	44,366
売 上 高(百万円)	21,049	30,361	31,901	49,595
営 業 利 益(百万円)	1,846	3,972	4,433	6,550
経 常 利 益(百万円)	1,781	3,636	4,581	6,416
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,273	2,618	3,291	5,806
1株当たり当期純利益(円)	139.07	284.77	357.59	627.60
総 資 産(百万円)	19,622	24,758	27,091	41,918
純 資 産(百万円)	10,314	13,190	15,932	21,401
1株当たり純資産額(円)	1,123.61	1,429.56	1,716.10	2,277.39

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式数につきましては、自己株式数を控除して算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第51期 (2020年3月期)	第52期 (2021年3月期)	第53期 (2022年3月期)	第54期 (当事業年度) (2023年3月期)
受 注 残 高(百万円)	6,859	4,388	6,388	8,174
売 上 高(百万円)	14,249	19,925	18,949	22,796
営 業 利 益(百万円)	1,196	2,798	2,718	1,855
経 常 利 益(百万円)	1,585	2,780	3,541	2,655
当 期 純 利 益(百万円)	1,208	1,895	2,590	2,062
1株当たり当期純利益(円)	132.03	206.18	281.41	222.89
総 資 産(百万円)	16,211	18,991	19,309	20,999
純 資 産(百万円)	9,062	10,886	12,696	14,158
1株当たり純資産額(円)	987.17	1,179.12	1,364.63	1,499.05

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式数につきましては、自己株式数を控除して算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
アグループプラスチック株式会社	千円 100,000	% 100.0	配管材料等の販売
株式会社野村マイクロ・サイエンス 코리아	千KRW 3,849,840	% 100.0	超純水装置の販売、保守およびシステム開発等
野村微科学工程股份有限公司	千NT\$ 75,000	% 100.0	超純水装置の販売、保守
上海野村水处理工程有限公司	千US\$ 7,100	% 100.0	超純水装置の販売、保守
野村（上海）水处理工程技术 有限公司	千US\$ 7,150	% 100.0	水处理装置の販売、保守
野村マイクロ・サイエンス USA Ltd.,Co	千US\$ 1,200	% 100.0	超純水装置の販売、保守

- (注) 1. 2023年1月20日付にて中国において半導体関連企業を中心に水处理装置の供給事業を手掛けておりました水翼（上海）成套工程有限公司の全持分を取得し、社名を野村（上海）水处理工程技术有限公司に変更し子会社といたしました。
2. 当社の子会社は、上記の重要な子会社6社であります。

(4) 対処すべき課題

① 対処すべき課題

当社グループは、水処理の研究開発および技術力の向上に積極的に取り組むことにより、半導体およびFPD（フラットパネルディスプレイ）を中心とする世界の最先端産業の発展・向上に貢献するとともに、超純水分野で培った技術をベースに環境負荷低減に貢献する製品開発を更に強化すること、ならびに超純水技術を製薬向け注射用水・精製水製造装置などに応用し、健康支援の一端に寄与することで、中期経営目標の達成に向けた事業活動をグループ一丸となって推進しております。

これを実現させるための当社グループの課題といたしましては、営業力の強化、受注採算の改善および為替リスクの回避、継続的な研究開発による他社との差別化および新製品の市場投入、優秀な人材の確保と育成、ならびに水処理事業領域の拡大が重要な経営課題と認識しております。

② 対処方針

営業力の強化につきましては、水質の維持およびトラブル発生時の迅速な対応など顧客ニーズの的確な把握ときめ細かな対応を通じ、競争力の高い販売先を確保していくため、国内外において必要に応じ新たな拠点展開を図っております。

この観点から、超純水製造装置の納入場所の近接地域への進出が営業強化には不可欠であるとの認識に基づき、国内では顧客企業の近隣地域に拠点を設置し、受注活動を展開するとともに海外においては、韓国に株式会社野村マイクロ・サイエンス コリア、中国には上海野村水処理工程有限公司および野村（上海）水処理工程技術有限公司、アメリカには野村マイクロ・サイエンス USA Ltd.,Co、台湾には野村微科学工程股份有限公司をそれぞれ設置し、受注活動を展開しております。

また、国内におきましては、プラスチック製配管材料の販売強化を図る目的でアグループプラスチック株式会社を設立しております。

受注採算の改善および為替リスクの回避につきましては、当社グループの海外売上高比率が概ね70%という状況の中、極力円建てでの受注をすることと併せ、海外拠点展開と並行して現地企業からの原材料の調達比率を引き上げ、コストダウンを図るなど更なる受注採算の改善および為替リスクの回避に取り組んでおります。

継続的な研究開発による他社との差別化および新製品の市場投入につきましては、「超純水の更なる高度化」、「環境規制への対応」、「省エネ」など多様化・高度化する顧客ニーズに迅速かつ的確に対応するため、民間企業・大学等との共同研究に積極的に取り組んでおり、将来展望のある新製品の開発ならびに超純水製造装置以外の製品等の市場投入を図っております。

優秀な人材の確保と育成につきましては、従来から実施している大学の研究機関への派遣研修制度を継続するほか、エンジニアおよび研究開発部門の採用を中心に展開しており、2023年度は17名の新卒者を採用いたしました。

さらに水処理事業領域の拡大につきましては、長年当社が培った超純水製造技術を活用しつつ、他社との協業等により、半導体・FPD関連企業以外の工場排水処理や従来の当社のマーケットとは異なる領域での受注確保に取り組んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、当社および連結子会社6社により構成されており、超純水^(注)製造装置の設計・施工・販売とそのメンテナンスならびに消耗品の販売を主要な事業としております。

(注) 超純水とは、水中に溶解しているイオン類、有機物、生菌、微粒子等を含まない極めて純度の高い水のことであります。半導体の製造過程では洗浄工程に必須であり、使用される水の純度は歩留りに影響するため、水中に溶解している不純物を徹底的に除去した超純水が必要となります。

当社グループの事業内容は次のとおりであります。

① 水処理装置事業

当社グループは、水処理装置事業を主要な事業として、半導体およびFPD（フラットパネルディスプレイ）向け超純水製造装置を中心に、超純水分野で培った技術を応用した各種用途向けの水処理装置の設計・施工・販売のほか、納入した装置のメンテナンスならびに装置に付帯するカートリッジフィルター、イオン交換樹脂等各種消耗品の販売、水質分析の受託等を行っております。

加えて、当社グループは、半導体製造技術の高度化・微細化に伴う要求に応えるべく、原水中の不純物を除去する前処理から超純水製造工程までを一貫して構築するとともに、環境負荷を軽減し、限られた水資源の有効利用に資する排水・回収処理装置を提供しております。

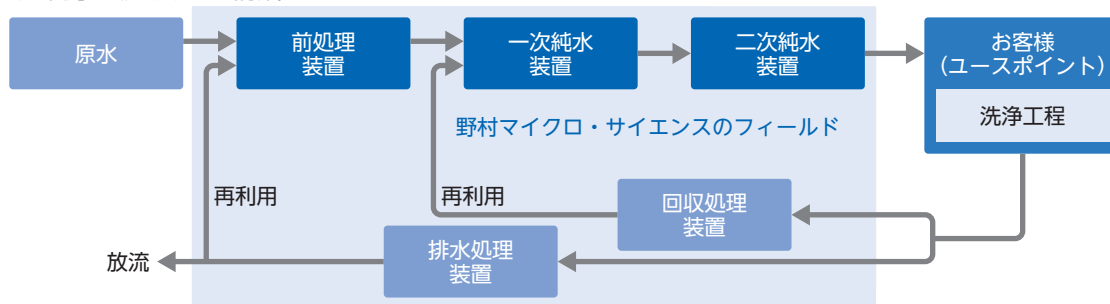
これらは、当社が国内ユーザーおよび海外ユーザーに販売しているほか、子会社の株式会社野村マイクロ・サイエンス コリアは韓国、野村微科学工程股份有限公司は台湾、上海野村水処理工程有限公司は中国、野村マイクロ・サイエンス USA Ltd.,Coはアメリカの各ユーザーに対し、それぞれ販売等を行っております。

なお、当社は、2023年1月20日付にて中国において半導体関連企業を中心に水処理装置の供給事業を手掛けておりました水翼（上海）成套工程有限公司の全持分を取得いたしました。

また、株式会社野村マイクロ・サイエンス コリアは、研究開発機能を有しており、海外の有力ユーザーにより近い場所で研究開発体制を構築し、ユーザーから求められる研究課題の解決を図るとともに、当社グループの技術力向上と併せコストダウンに資する提案を行っております。また、ユーザーの設備投資の負担軽減ニーズに対しては、当社が設備を保有し超純水を提供するBOOM(ブーム)^(注)契約で対応することもあり、この契約も水処理装置事業に含まれております。

(注) Build Own Operate and Maintenanceの略であります。BOOM契約とは、当社がユーザーに超純水製造装置を提供し、ユーザーが使用した超純水の使用料を支払う契約であり、装置の運転管理・メンテナンスはすべて当社が行っております。

◎ 超純水製造装置の構成



1. 前処理装置

原水中の懸濁物質の除去を行い、一次純水装置に低濁質の水を安定供給するものであり、凝集沈殿装置、ろ過塔、膜前処理装置等が主要構成機器となります。

2. 一次純水装置

前処理水に含まれる不純物の除去を行い、高純度な純水に処理する装置であり、活性炭塔、イオン交換樹脂塔、逆浸透装置、電気再生式イオン交換装置、有機物分解装置、脱ガス装置等が主要構成機器となります。

3. 二次純水装置

一次純水に含まれる不純物をさらに除去し、要求されている超純水水質まで高める装置であり、有機物分解装置、非再生型イオン交換樹脂塔、限外ろ過装置等が主要構成機器となります。

② その他の事業

当社およびアグループプラスチック株式会社は、その他の事業として、国内ユーザーおよび海外ユーザーに対し、高純度薬品および配管材料等の販売を行っております。高純度薬品は超純水製造装置を構成する各種装置の安定化運転等に資するものであり、配管材料は主に超純水供給をはじめ化学薬品、上下水およびガス等の移送に供するものであります。

(6) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

① 当社の事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	神奈川県厚木市	中 四 国 営 業 所	広島県広島市
研 究 所	神奈川県厚木市	福 山 出 張 所	広島県福山市
東 日 本 営 業 所	神奈川県厚木市	観 音 寺 出 張 所	香川県観音寺市
仙 台 出 張 所	宮城県仙台市	山 口 駐 在 事 務 所	山口県下松市
北 上 駐 在 事 務 所	岩手県北上市	九 州 営 業 所	福岡県大野城市
埼 玉 出 張 所	埼玉県さいたま市	長 崎 駐 在 事 務 所	長崎県大村市
掛 川 駐 在 事 務 所	静岡県掛川市	熊 本 駐 在 事 務 所	熊本県菊池郡菊陽町
西 日 本 営 業 所	大阪府吹田市	大 分 駐 在 事 務 所	大分県大分市
名 古 屋 出 張 所	愛知県名古屋市	宮 崎 駐 在 事 務 所	宮崎県宮崎市
京 滋 駐 在 事 務 所	滋賀県大津市	—	—

② 子会社

名 称	所 在 地
ア グ ル ー プ プ ラ ス チ ッ ク 株 式 会 社	神奈川県厚木市
株式会社野村マイクロ・サイエンス コリア	大韓民国京畿道華城市
野村微科学工程股份有限公司	中華人民共和国新竹市
上海野村水処理工程有限公司	中華人民共和国上海市
野村(上海)水処理工程技術有限公司	中華人民共和国上海市
野村マイクロ・サイエンス USA Ltd.,Co	アメリカ合衆国テキサス州オースチン市

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門等の名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
営業部門	149 (20) 名	18名増
設計工事部門	239 (39)	30名増
開発部門	36 (4)	1名増
全社 (共通)	89 (12)	7名増
合計	513 (75)	56名増

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員) は () 内に外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、総務部および経理部等に所属している者であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
343 (57) 名	17名増	43.3歳	13.3年

- (注) 使用人数は、就業員数 (当社から社外への出向者10名を除いております。) であり、臨時雇用者 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員) は () 内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	1,300百万円
株式会社横浜銀行	863
株式会社三井住友銀行	688
株式会社三菱UFJ銀行	300
山口銀行股份有限公司	291

- (注) 1. 当社グループでは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額8,215百万円の当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約を締結しております。
2. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は3,442百万円であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ① 2022年4月4日付で、当社株式は東京証券取引所市場第一部よりプライム市場へ移行されました。
- ② 当社は、2022年12月14日付で、本店を神奈川県厚木市岡田二丁目9番10号に移転いたしました。これに伴い、登記上の本店所在地も変更しております。

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,152,000株
- (3) 株主数 5,859名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
北 興 化 学 工 業 株 式 会 社	1,100千株	11.8%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	836	9.0
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	430	4.6
KBC BANK NV - UCITS CLIENTS NON T R E A T Y	373	4.0
B W T H O L D I N G G M B H	357	3.8
株 式 会 社 り そ な 銀 行	300	3.2
積 水 化 学 工 業 株 式 会 社	300	3.2
野 村 殖 産 株 式 会 社	300	3.2
千 田 豊 作	290	3.1
カ ッ ラ ギ 工 業 株 式 会 社	229	2.5

- (注) 1. 株数は千株未満は切り捨て、持株比率は小数点第2位を四捨五入しております。
2. 当社は、自己株式を846,891株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者
取締役（監査等委員である取締役を除く）	21,000株	5名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告22頁「4. (5) 取締役の報酬等」に記載しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況

		第5回新株予約権	
発行決議日		2022年8月10日	
新株予約権の数		1,875個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 187,500株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり384,200円 (1株当たり3,842円)	
権利行使期間		2024年9月23日から 2029年9月21日まで	
行使の条件		(注)	
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数	1,875個
		目的となる株式数	187,500株
		交付者数	105名

(注) 新株予約権の権利行使の時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、理事または従業員その他これに準ずるいずれかの地位にある場合に限り新株予約権を行使することができます。ただし、当社または当社子会社の取締役または監査役の任期満了による退任、当社または当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な理由により、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、理事または従業員その他これに準ずるいずれかの地位を喪失した場合はこの限りではありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役 会長	千 田 豊 作	株式会社野村マイクロ・サイエンス コリア 代表取締役
代表取締役 社長 執行役員	八 卷 由 孝	
代表取締役副 社長 執行役員	内 田 誠	営業本部長 上海野村水処理工程有限公司 董事長
取締役常務執行役員	芳 賀 孝 之	エンジニアリング本部長兼品質管理部担当
取 締 役	西 江 勝 治	営業本部副本部長 (海外担当) 野村マイクロ・サイエンスUSA Ltd.,Co 代表取締役
取締役(監査等委員・常勤)	小 柴 真 彦	
取締役(監査等委員)	田 中 伸 介	
取締役(監査等委員)	新 島 由 未 子	山田法律特許事務所 弁護士 株式会社丹青社 社外取締役 (監査等委員)
取締役(監査等委員)	片 岡 久 依	片岡久依公認会計士事務所 所長 株式会社Finatextホールディングス 社外監査役 監査法人Bloom 代表社員 SBIバイオテック株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)田中伸介氏、新島由未子氏および片岡久依氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)田中伸介氏は、長年にわたる上場会社における業務経験および企業経営を通じて培われた幅広い経験と知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)新島由未子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務および法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)片岡久依氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集および重要な社内会議への出席による情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、取締役小柴真彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 取締役(監査等委員)田中伸介氏、新島由未子氏および片岡久依氏と当社の間には、人的関係、資本関係および重要な取引関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、3氏を独立役員として選定し、東京証券取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である社外取締役田中伸介氏、新島由未子氏および片岡久依氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で被保険者を当社の取締役とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その保険料は当社が負担しております。

当該保険の内容の概要は、保険期間中に被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、犯罪行為または法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害等は補償対象外としております。

(4) 当事業年度中の取締役の異動

① 就任

2022年6月23日開催の第53回定時株主総会におきまして、新たに片岡久依氏が監査等委員である取締役に選任され、就任いたしました。

② 退任

2022年6月23日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって、取締役瀬戸口一彦氏および三阪雅登氏ならびに監査等委員である社外取締役坂野英雄氏は任期満了により退任いたしました。

③ 取締役の地位・担当の異動

氏名	新	旧	異動年月日
八 卷 由 孝	代表取締役社長執行役員	代表取締役社長	2022年 4 月 1 日
内 田 誠	代表取締役副社長執行役員 営業本部長	代表取締役副社長 営業本部長	2022年 4 月 1 日
芳 賀 孝 之	取締役常務執行役員 エンジニアリング本部長 兼品質管理部担当	常務取締役 エンジニアリング本部長 兼品質管理部担当	2022年 4 月 1 日
西 江 勝 治	取締役執行役員 営業本部副本部長（海外担当） 兼韓国営業部長	取締役 営業本部副本部長（海外担当） 兼韓国営業部長	2022年 4 月 1 日
	取締役執行役員 営業本部副本部長（海外担当）	取締役執行役員 営業本部副本部長（海外担当） 兼韓国営業部長	2022年 7 月 1 日

(注) 2023年 4 月 1 日付で取締役の地位・担当を次のとおり変更しております。

氏名	新	旧
八 卷 由 孝	取締役	代表取締役社長執行役員
内 田 誠	代表取締役社長執行役員	代表取締役副社長執行役員 営業本部長
芳 賀 孝 之	取締役	取締役常務執行役員 エンジニアリング本部長 兼品質管理部担当
西 江 勝 治	取締役常務執行役員 営業本部長（海外担当）兼設計本部長	取締役執行役員 営業本部副本部長（海外担当）

(5) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年3月14日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の改訂について決議いたしました。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

<基本方針>

当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、同じ。）は、業務執行を通して、収益力・資本効率の改善を図りながら、当社の持続的な成長を推進するとともに、取締役会の一員としては、適切にリスクテイクを支える環境整備や執行に対する適切な監督を行うことで企業価値の向上を促進しております。

当社は、このような取締役の役割・責務を踏まえ、取締役の報酬を、i) 役割・責務に応じた報酬（基本報酬）、ii) 短期的および中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブとして機能する業績や株価に連動した報酬（インセンティブ報酬）、ならびにiii) 取締役在任中の功労に対する報酬（退職慰労金）により構成するものとします。

なお、社外取締役の報酬は、独立した立場で業務執行の監督を行うという社外取締役の役割・責務に鑑み、役割・責務に応じた報酬（基本報酬）のみとします。

<取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針>

1. 報酬額決定プロセスについての方針

「基本報酬」、「業績連動型賞与」および「譲渡制限付株式付与のために各取締役に支給される金銭報酬債権」の額については、以下のプロセスにより適正に決定するものとします。

- ・取締役の個人別の報酬額は、取締役会決議により委任を受けた代表取締役が決定するものとします。
- ・代表取締役は、取締役会決議により制定された取締役の報酬に係る内規（以下、「内規」という。）で定める基準および算定式等に従い算定される取締役の個人別の報酬額に基づき、経済情勢、当社を取り巻く環境、各取締役の役位、職責、在任年数、時間に応じた報酬を勘案のうえ、取締役の個人別の報酬案を作成するものとします。
- ・代表取締役が作成した取締役の個人別の報酬案は、委員の過半数が独立社外取締役で構成されている報酬委員会へ諮問されるものとします。
- ・報酬委員会は、代表取締役が作成した取締役の個人別の報酬案について、算定のプロセスの合理性等を審議したうえで、答申を行うものとします。

- ・代表取締役は、報酬委員会からの答申内容を踏まえ、取締役の個人別の報酬額を最終的に決定するものとします。
- ・各取締役の個人別の報酬額の総額は、株主総会で決議された取締役の年間の報酬限度額の範囲内とします。

2. 報酬別の決定方針

【基本報酬】

- ・基本報酬は、取締役の役割・責務に応じ、職務遂行の対価として毎月支給される定額の金銭報酬であり、内規で定める取締役の役位に応じた基準に従い算定されるものとします。

【業績連動型賞与】

- ・賞与は、短期的なインセンティブ報酬として7月と12月に支給される業績連動型の金銭報酬であり、内規で定める算定式に従い、各取締役の基本報酬額により算出された基礎算定額に、各事業年度における当社グループの連結売上高および連結営業利益率に基づいて設定された複数の係数等を乗じて算定されるものとします。

【譲渡制限付株式報酬】

- ・譲渡制限付株式報酬は、中長期的なインセンティブ報酬として、取締役の選任決議が行われた株主総会から一定期間内に支給される非金銭報酬であり、譲渡制限付株式付与のために各取締役に支給される金銭報酬債権の報酬総額は、基本報酬および業績連動型賞与のための報酬限度額とは別枠で株主総会の決議により定めるものとします。
- ・各取締役に対して割り当てられる譲渡制限付株式の株式数は、株主総会により承認された株式総数の範囲内において、各取締役に支給された金銭報酬債権の額に基づき取締役会の決議により決定されるものとします。

【退職慰労金】

- ・退職慰労金は、取締役在任中における功労に対する報酬として「取締役退職慰労金取扱内規」で定める基準に従い取締役の退任時に支給される金銭報酬とします。
- ・退職慰労金の支給に際しては、株主総会での承認決議を得るものとします。
- ・退任取締役に支給する退職慰労金の額は、株主総会での承認決議に基づき、取締役会決議により委任を受けた代表取締役が「取締役退職慰労金取扱内規」に従い決定するものとします。

3. 各種報酬の支給割合についての決定方針

- ・当社は、取締役の報酬が中長期にわたる持続的な業績向上と企業価値・株主価値の増大に対する有効なインセンティブとなるよう設計を行うとともに、基本報酬、業績連動型賞与および非金銭報酬をおおよそ6：3：1の割合になるよう支給するものとします。
- ・取締役の報酬設計および支給割合については、経済情勢や当社を取り巻く環境などを勘案しながら、中長期にわたる持続的な業績向上と企業価値・株主価値の増大に対するより一層有効なインセンティブとするよう審議・検討を継続するものとします。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	310,683 （ — ）	172,293 （ — ）	96,186 （ — ）	42,204 （ — ）	7 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	38,725 (21,525)	35,925 (21,525)	2,800 （ — ）	— （ — ）	5 (4)
合 計 （うち社外取締役）	349,408 (21,525)	208,218 (21,525)	98,986 （ — ）	42,204 （ — ）	12 (4)

(注) 1. 上表には、2022年6月23日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く。）2名ならびに監査等委員である取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、事業報告17頁「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」および18頁「3. (1) 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権の状況」に記載しております。
4. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2020年6月23日開催の第51回定時株主総会において年額350,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は9名です。

また、上記報酬枠とは別枠で、2019年6月20日開催の第50回定時株主総会において取締役（社外取締役および監査等委員を除く。以下、「対象取締役」という。）に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として年額30,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、株式数の上限を年50,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役および監査等委員を除く。）の員数は6名です。その後、対象取締役に支給する金銭報酬債権の報酬額を、2021年6月23日開催の第52回定時株主総会において年額50,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と改定させていただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役および監査等委員を除く。）の員数は7名です。また、2022年6月23日開催の第53回定時株主総会において年額70,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）に改定させていただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役および監査等委員を除く。）の員数は5名です。

なお、上記報酬等の総額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額である37,277千円を含めております。

5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年6月20日開催の第50回定時株主総会において年額40,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名です。
6. 取締役会は、代表取締役八巻由孝および内田 誠に対し各取締役（監査等委員を除く。）の基本報酬の額、賞与および譲渡制限付株式報酬の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役（監査等委員を除く。）の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会の答申を経ております。

7. 上記の報酬等の総額には、以下の当該事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額を含んでおります。

・取締役（監査等委員を除く。）	7名	28,116千円
・取締役（監査等委員）	1名	1,500千円

③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2022年6月23日開催の第53回定時株主総会において任期満了により退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名に対する退職慰労金贈呈議案を決議いただいております。この決議に基づく支給額は13,797千円ですが、当該退職慰労金の支給時期は、当社の役職員の退職時としております。

当社は、2007年6月27日開催の第38回定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を退任時に打ち切り支給することを決議いたしました。この決議に基づく当事業年度末における今後の打ち切り支給予定額は、以下のとおりであり、支給時期は各取締役の退任時としております。

・取締役	2名	146,605千円
------	----	-----------

なお、当社は企業業績ならびに個人成果との連動を明確にするとともに、中長期的観点からの経営課題を遂行するため、2010年6月23日開催の取締役会において、あらためて役員退職慰労金制度を導入することを決議しております。

また、当社は、2018年6月21日開催の第49回定時株主総会の決議に基づき同日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。この移行に伴い同総会において退任監査役に対する退職慰労金期贈呈議案を決議いただいております。この決議に基づく支給額は4,050千円です。当該退任監査役は監査等委員会設置会社移行に伴い、監査等委員である取締役に就任しており、退職慰労金の支給時期は取締役の退任時としております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）新島由未子氏は、山田法律特許事務所の弁護士および株式会社丹青社の監査等委員である社外取締役を兼職しておりますが、当社と山田法律特許事務所および株式会社丹青社との間に特別な関係はありません。また、取締役（監査等委員）片岡久依氏は、片岡久依公認会計士事務所所長および監査法人Bloom代表社員ならびに株式会社FinatextホールディングスおよびSBIバイオテック株式会社の社外監査役を兼職しておりますが、当社と片岡久依公認会計士事務所、監査法人Bloom、株式会社FinatextホールディングスおよびSBIバイオテック株式会社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査等委員会等への出席状況および発言状況

	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	発言状況および社外取締役に期待される役割 に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 田中伸介	13/13回 (100%)	17/17回 (100%)	<p>取締役会や監査等委員会においては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の妥当性・適正性確保の視点から積極的な発言を行っております。</p> <p>また、指名委員会では委員長として独立した立場から客観的な議論の展開を指揮し、報酬委員としては経営視点から客観性・透明性の確保を意識した議論の展開により、指名委員会・報酬委員会の監督機能の強化に貢献しております。</p> <p>(指名委員会・報酬委員会の出席状況) 指名委員会：4/4回、報酬委員会：9/9回</p>
社外取締役（監査等委員） 新島由未子	13/13回 (100%)	17/17回 (100%)	<p>取締役会や監査等委員会においては、弁護士としての専門性に基づき、経営の妥当性・適正性の確保、コンプライアンスの視点から積極的な発言を行っております。</p> <p>また、指名委員・報酬委員としては独立した立場から客観性・透明性の確保を意識した議論の展開により、指名委員会・報酬委員会の監督機能の強化に貢献しております。</p> <p>(指名委員会・報酬委員会の出席状況) 指名委員会：4/4回、報酬委員会：9/9回</p>
社外取締役（監査等委員） 片岡久依	10/10回 (100%)	13/13回 (100%)	<p>取締役会や監査等委員会においては、公認会計士としての専門性に基づき、経営の妥当性・適正性確保の視点から積極的な発言を行っております。</p> <p>また、指名委員としては客観性・透明性の確保を意識した議論を展開し、報酬委員会では委員長として独立した立場から客観的な議論の展開を指揮することにより、指名委員会・報酬委員会の監督機能の強化に貢献しております。</p> <p>(指名委員会・報酬委員会の出席状況) 指名委員会：3/3回、報酬委員会：5/5回</p>

- (注) 1. 社外取締役（監査等委員）片岡久依氏は、2022年6月23日開催の第53回定時株主総会において選任されたため、取締役会および監査等委員会の開催回数が他の社外取締役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は10回、監査等委員会の開催回数は13回であります。また、指名委員会の開催回数は3回、報酬委員会の開催回数は5回であります。
2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	32,669千円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,669千円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、株式会社野村マイクロ・サイエンス コリア、上海野村水処理工程有限公司、野村（上海）水処理工程技術有限公司および野村微科学工程股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2023年3月14日開催の取締役会において業務の適正を確保するための体制整備（内部統制システム）に関する基本方針の一部改定を決議しており、改定後の内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（コンプライアンス体制）

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため「野村マイクロ・サイエンスグループ倫理規程」を定め、法令遵守をはじめとする、企業倫理の徹底に取り組むものとする。
- ② コンプライアンス体制の基礎として、「野村マイクロ・サイエンスグループ倫理規程」および「コンプライアンス基本規程」ならびに「コンプライアンス委員会規程」を定め、「コンプライアンス委員会規程」により社長執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスを推進するための体制の整備および維持を図るものとする。
- ③ 取締役（監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）を除く。）は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- ④ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報システムを整備し、その運用を行うものとする。
- ⑤ 監査等委員会は、当社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑥ 反社会的勢力・団体との関係を根絶するため、「野村マイクロ・サイエンスグループ倫理規程」に「反社会的行為の根絶」を明記するとともに、「反社会的勢力対応規程」を定め、市民社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で立ち向かい、反社会的勢力との関係を遮断する方針を堅持するものとする。

（内部監査体制）

内部牽制を適切に機能させるため、社長執行役員の直下に内部監査室を設置するとともに、執行部門に対する内部監査室の独立性を確保しながら、内部統制システムの有効性を確認するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る重要な情報については、「文書取扱管理規程」に基づき、記録媒体に応じて検索性の高い状態で適切に保存・管理するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、業務執行に係るリスクとして、以下のイからニのリスクを認識し、それらのリスクを適切に把握・管理するために、個々のリスクに対する管理責任者を定めるなど、リスク管理体制を整えるものとする。

イ. 信用リスク

取引先の財務状況の悪化等から、売掛債権等の資産の価値の減少ないしは消失することにより損失を被るリスク。

ロ. 流動性リスク

財務内容の悪化により必要な資金の確保が困難となることに加えて、資金を確保する際に通常よりも著しく高い金利の負担を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

ハ. オペレーショナルリスク

業務の過程において、取締役および使用人が正確な事務を怠ることや事故・不正等を惹起させること、または情報システムの機能不全等により損失を被るリスク。

ニ. 法務リスク

法令違反や契約違反による罰則適用や損害賠償、不適切な契約の締結、その他法的原因により損失を被るリスク。

② リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を構築する。不測の事態や危機が発生した場合には、社長執行役員を責任者とする対策本部を設置し、情報連絡チームを組織し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎に加え、子会社代表者と情報を共有し、当社と子会社または子会社間の課題等を協議および審議する場として、経営会議を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。

③ 経営会議は、取締役会にて決定された業務執行重要事項の調整を図るとともに、取締役会決議事項にかかる社内事前協議機関として、取締役および社長執行役員が出席を求めた者ならびに子会社代表者により構成するものとする。

④ 取締役会の決定に基づく業務執行については、執行役員制度を採用し、意思決定の迅速化を促進するとともに、機動性の高い執行体制を構築するものとする。

⑤ 経営計画のマネジメントについては、本マネジメントのルールである「中期経営計画作成規程」に基づき、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定するものとする。

(5) 会社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループにおいては、「野村マイクロ・サイエンスグループ倫理規程」および「コンプライアンス基本規程」を遵守することとする。
- ② 子会社における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を定めるとともに、経営管理については「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとする。
- ③ 当社グループの取締役（監査等委員を除く。）および使用人は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、当該外子会社の監査役に報告するものとする。
- ④ 会社が、当社からの経営管理が法令に違反し、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社の監査等委員会に報告するものとする。
- ⑤ 内部監査室は、当社および子会社の業務の状況について、定期的に監査を行い、監査の結果は当社の社長執行役員に報告するものとする。
- ⑥ 当社グループは、当社が定める「リスク管理規程」に基づき子会社の損失の危険の管理を行うものとし、子会社から当社への報告は、「関係会社管理規程」に基づき、網羅的・統括的に行うものとする。なお、経営会議においてはグループ全体のリスクマネジメント推進に関する課題・対応等を審議するものとする。また、不測の事態や危機の発生時には、速やかに対策本部を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。
- ⑦ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社は、当社取締役および社長執行役員が出席を求めた者ならびに子会社代表者により構成され、定期的に開催する経営会議において、子会社の業務内容の報告を受けるとともに、重要案件については内容の事前協議を行い、子会社の取締役会にて審議を行うこと等により子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するものとする。
 - ロ. 子会社は、当社に準拠した業務分掌、職務権限および意思決定その他の組織に関する基準を定め、体制を構築するものとする。
- ⑧ 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制ならびに報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - イ. 当社グループの取締役（監査等委員を除く。）、監査役および使用人は、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
 - ロ. 当社グループの取締役（監査等委員を除く。）、監査役および使用人は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行うものとする。

- ハ、当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役（監査等委員を除く。）、監査役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底するものとする。
- ニ、当社グループの「内部通報規程」において、当社グループの取締役（監査等委員を除く。）、監査役および使用人が通報専用窓口（社外の法律専門家および常勤の監査等委員）へ直接通報することができる旨を定めるとともに、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益な取扱いの禁止を明記するものとする。
- (6) **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性に関する事項**
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会が監査等委員会補助者を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査等委員会補助者を任命するものとする。この場合、監査等委員会補助者の評価は監査等委員会が行い、監査等委員会補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役（監査等委員を除く。）からの独立性を確保するものとする。
 - ② 監査等委員会補助者は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。なお、当社は「監査等委員会の職務補助ならびに報告体制に関する規程」を定め、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を明記するものとする。
- (7) **監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- ① 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。
 - ② 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、一定額の予算を設けるものとする。
- (8) **取締役（監査等委員を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 取締役（監査等委員を除く。）および使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査等委員会に都度報告するものとする。前記に拘わらず、常勤の監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役（監査等委員を除く。）および使用人に対して報告を求められることができるものとする。

- ② 内部通報システムを整備し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員会への適切な報告体制を確保するものとする。
- ③ 常勤の監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査等委員会で策定した監査方針および監査計画に基づき監査を行うとともに、会計監査人、内部監査室との定期的な会議を開催するほか、緊密な連携により、監査の有効性および効率性を高めるものとする。

(9) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 当社は、財務報告の信頼性を確保するとともに、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出を確実にを行うため、内部統制システムを構築する。
- ② 内部統制システムが適正に機能しない場合は、速やかに必要な是正を行い、内部牽制体制を適切に整備・運用し、金融商品取引法およびその他の関連法令等に対する適正性を確保するものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

(1) コンプライアンス体制について

当社グループでは、コンプライアンス体制の基礎として、社長執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。当事業年度は同委員会を年2回開催しており、同体制を中心として、内部統制システムの構築、維持、向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の更なる整備および維持を図っております。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

当社グループでは、取締役（監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとしております。当事業年度は、取締役会を13回開催し、「経営方針の決定」、「諸規程の制定・改訂」、「組織変更」等の審議および決議を行っております。また、取締役（監査等委員を除く。）の職務の執行に際しては、取締役および社長執行役員が出席を求めた者をメンバーとする経営会議において取締役会の決議事項の事前協議を行い、社内における意見調整を図り、効率的な業務運営を行っております。

(3) リスクマネジメント体制について

当社グループでは、不測の事態や危機が発生した場合には、社長執行役員を責任者とする対策本部、情報連絡チームを設置し、迅速な対応を可能としております。こうした措置により損害の拡大を防止し、これを最小限に抑える体制を維持しております。

(4) **企業集団における業務の適正を確保するための体制について**

当社グループでは、子会社代表者と情報を共有し、当社と子会社または子会社間の課題等を協議および審議する場として、経営会議を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとしております。この経営会議は、グループ全体のリスクマネジメント推進に関する課題・対応等を審議する場としても機能しております。

(5) **監査等委員会の監査が効率的に行われることを確保するための体制**

当社グループでは、グループ内報告体制として、内部通報システムを整備し、その運用を行っております。また、グループの法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、監査等委員会が意見を述べるとともに、改善策の策定を求めます。

8. **会社の支配に関する基本方針**

当社におきましては、現在、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

しかしながら、当社の企業価値ならびに株主共同の利益を毀損する当社株式の大量取得を目的とした者が出現した場合の対応方針につきましては、いわゆる買収防衛策の導入の是非、必要性も含め、継続的に検討しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	37,179,550	流動負債	20,043,577
現金及び預金	14,120,267	支払手形及び買掛金	7,341,589
受取手形	367,972	短期借入金	3,442,880
売掛金	8,154,277	リース債務	8,758
契約資産	6,812,671	未払金	1,022,149
電子記録債権	654,957	未払費用	127,948
商品及び製品	154,763	未払法人税等	993,996
仕掛品	2,065,163	契約負債	6,298,262
原材料及び貯蔵品	668,986	製品保証引当金	295,784
前渡金	2,897,875	工事損失引当金	1,635
前払費用	151,007	賞与引当金	392,120
未収入金	1,411,512	役員賞与引当金	14,087
その他	117,868	資産除去債務	10,628
貸倒引当金	△397,772	その他	93,738
固定資産	4,739,329	固定負債	474,193
有形固定資産	2,917,398	リース債務	16,016
建物及び構築物	1,062,557	長期未払金	150,655
機械装置及び運搬具	228,351	退職給付に係る負債	15,701
工具、器具及び備品	140,531	役員退職慰労引当金	279,312
土地	1,255,914	繰延税金負債	12,508
リース資産	23,561	負債合計	20,517,771
建設仮勘定	206,481	純 資 産 の 部	
無形固定資産	133,089	株主資本	19,920,913
ソフトウェア	121,014	資本金	2,236,800
その他	12,074	資本剰余金	2,387,653
投資その他の資産	1,688,840	利益剰余金	15,703,135
投資有価証券	533,515	自己株式	△406,675
長期前払費用	36,525	その他の包括利益累計額	1,270,500
退職給付に係る資産	195,300	その他有価証券評価差額金	163,437
繰延税金資産	264,222	繰延ヘッジ損益	28,929
敷金及び保証金	517,523	為替換算調整勘定	1,078,133
保険積立金	30,008	新株予約権	209,695
その他	111,745	純資産合計	21,401,108
資産合計	41,918,879	負債純資産合計	41,918,879

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上		49,595,831
売上原価		39,223,512
販売費及び一般管理費		10,372,318
営業利益		3,822,259
営業外収益		6,550,059
受取利息及び受取配当金	45,867	
受取家賃	26,571	
受取違約金の収入	31,972	
その他	9,304	113,715
営業外費用		
支払利息	57,086	
支払手数料	2,000	
為替差損	186,923	
その他	1,715	247,725
経常利益		6,416,048
特別利益		
負ののれん発生益	1,036,052	1,036,052
特別損失		
固定資産除却損	1,819	1,819
税金等調整前当期純利益		7,450,281
法人税、住民税及び事業税	1,660,856	
法人税等調整額	△17,261	1,643,594
当期純利益		5,806,687
親会社株主に帰属する当期純利益		5,806,687

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,236,800	2,144,814	10,865,317	△453,620	14,793,312
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△968,869		△968,869
親会社株主に帰属する当期純利益			5,806,687		5,806,687
自己株式の取得				△107	△107
自己株式の処分		242,838		47,052	289,891
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	242,838	4,837,817	46,944	5,127,600
当連結会計年度末残高	2,236,800	2,387,653	15,703,135	△406,675	19,920,913

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	162,029	－	845,088	1,007,117	131,957	15,932,386
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△968,869
親会社株主に帰属する当期純利益						5,806,687
自己株式の取得						△107
自己株式の処分						289,891
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	1,408	28,929	233,045	263,383	77,737	341,121
当連結会計年度変動額合計	1,408	28,929	233,045	263,383	77,737	5,468,722
当連結会計年度末残高	163,437	28,929	1,078,133	1,270,500	209,695	21,401,108

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目	目	額	科 目	目	額
流動資産		15,768,708	流動負債		6,428,865
現金及び預金		3,544,546	支払手形		30,271
受取手形		280,301	買掛金		2,352,432
電子記録債権		614,517	短期借入金		2,100,000
売掛金		4,986,986	リース債		1,123
契約資産		3,706,501	未払金		924,910
商品及び製品		10,909	未払費用		76,360
仕掛品		715,034	未払法人税等		129,000
材料及び貯蔵品		652,047	契約負債		108,242
前払費用		215,980	預り金		51,263
前払費用		113,447	製品保証引当金		260,000
未収入金		1,262,803	賞与引当金		377,560
その他の金		14,235	資産除去債務		10,628
貸倒引当金		△348,605	その他		7,072
固定資産		5,231,024	固定負債		412,346
有形固定資産		1,975,016	リース債務		1,635
建物		717,198	長期未払金		150,655
構築物		27,778	役員退職慰労引当金		260,056
機械及び装置		132,131	負債合計		6,841,212
工具、器具及び備品		129,257	純資産の部		
土地		921,599	株主資本		13,786,025
リース資産		2,335	資本金		2,236,800
建設仮勘定		44,714	資本剰余金		2,389,126
無形固定資産		132,582	資本準備金		1,968,194
ソフトウェア		120,872	その他資本剰余金		420,932
その他		11,710	自己株式処分差益		420,932
投資その他の資産		3,123,425	利益剰余金		9,566,775
投資有価証券		528,602	利益準備金		158,700
関係会社株式		1,454,587	その他利益剰余金		9,408,075
関係会社出資金		438,926	別途積立金		3,240,000
長期前払費用		36,525	繰越利益剰余金		6,168,075
前払年金費用		195,300	自己株式		△406,675
繰延税金資産		247,982	評価・換算差額等		162,799
敷金及び保証金		185,557	その他有価証券評価差額金		162,799
保険積立金		30,008	新株予約権		209,695
その他		5,935	純資産合計		14,158,520
資産合計		20,999,733	負債純資産合計		20,999,733

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		22,796,102
売上原価		17,870,628
売上総利益		4,925,473
販売費及び一般管理費		3,070,464
営業利益		1,855,009
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	679,765	
為替差益	89,758	
受取の家賃	26,073	
その他	17,274	812,871
営業外費用		
支払利息	9,882	
支払手数料	2,000	
その他	500	12,382
経常利益		2,655,498
特別損失		
固定資産除却損	1,614	1,614
税引前当期純利益		2,653,883
法人税、住民税及び事業税	599,728	
法人税等調整額	△8,105	591,622
当期純利益		2,062,260

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金 自己株式処分差益	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,236,800	1,968,194	178,093	2,146,287	158,700	3,240,000	5,074,684	8,473,384
当期変動額								
剰余金の配当							△968,869	△968,869
当期純利益							2,062,260	2,062,260
自己株式の取得								
自己株式の処分			242,838	242,838				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	242,838	242,838	－	－	1,093,391	1,093,391
当期末残高	2,236,800	1,968,194	420,932	2,389,126	158,700	3,240,000	6,168,075	9,566,775

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	△453,620	12,402,851	161,574	161,574	131,957	12,696,383
当期変動額						
剰余金の配当		△968,869				△968,869
当期純利益		2,062,260				2,062,260
自己株式の取得	△107	△107				△107
自己株式の処分	47,052	289,891				289,891
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			1,225	1,225	77,737	78,963
当期変動額合計	46,944	1,383,174	1,225	1,225	77,737	1,462,137
当期末残高	△406,675	13,786,025	162,799	162,799	209,695	14,158,520

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

野村マイクロ・サイエンス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樹 神 祐 也 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 口 昌 良 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、野村マイクロ・サイエンス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村マイクロ・サイエンス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

野村マイクロ・サイエンス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樹 神 祐 也 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 口 昌 良 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、野村マイクロ・サイエンス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において、インターネット等を経由した手段も活用しながら、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と対面及びオンライン形式等により意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について説明を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

野村マイクロ・サイエンス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 小 柴 真 彦 ⑩

監 査 等 委 員 田 中 伸 介 ⑩

監 査 等 委 員 新 島 由 未 子 ⑩

監 査 等 委 員 片 岡 久 依 ⑩

(注) 監査等委員田中伸介、新島由未子及び片岡久依は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、今後の事業展開と経営体質の強化を図るために必要な内部留保を行うとともに、株主重視の観点から安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

第54期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は中間配当金40円と合わせて、1株につき150円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金110円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は1,023,561,990円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日（支払開始日）
2023年6月23日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、指名委員会の答申および監査等委員会の審議を経ております。

各取締役候補者に関する事項は、50頁から52頁に記載のとおりであります。

取締役候補者一覧

候補者 番号	ふりがな 氏名	当社における地位・担当	取締役会への 出席状況
1	せん だ とよ さく 千 田 豊 作 再任	取締役会長	13/13回
2	うち だ まこと 内 田 誠 再任	代表取締役社長執行役員	13/13回
3	にし え かつ し 西 江 勝 治 再任	取締役常務執行役員 営業本部長（海外担当）兼設計本部長	13/13回
4	にし むら し ろう 西 村 司 朗 新任	執行役員 管理本部長兼資材部担当	—/—回

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	せん だ とよ さく 千田豊作 (1940年2月22日)	1958年4月 北興化学工業株式会社入社 1973年11月 当社入社 1986年6月 当社取締役 1990年6月 当社常務取締役 1992年6月 当社専務取締役 1996年6月 当社取締役副社長 2000年6月 当社代表取締役社長 2014年4月 当社代表取締役会長兼社長 2016年6月 当社最高経営責任者（CEO） 2020年6月 当社取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社野村マイクロ・サイエンス コリア 代表取締役	290,400株
[取締役候補者とした理由] 千田豊作氏は、当社代表取締役として長年にわたり当社および当社グループの事業および経営を担っており、その豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見から、当社および当社グループの業績ならびに企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。			
2	うち だ まこと 内田 誠 (1958年2月20日)	1983年4月 三菱レイヨン株式会社（現 三菱ケミカル株式会社）入社 2010年4月 同社メンブレン部長 2012年4月 同社アクア事業部長 2014年7月 同社水環境事業中国代表 無錫麗陽膜科技有限公司総経理 2017年4月 三菱ケミカル株式会社中国事業推進グループマネージャー 2018年10月 当社入社会長・社長付特命事項担当 2019年6月 当社常務取締役営業本部長 2020年6月 当社専務取締役 2020年10月 当社代表取締役専務 2021年6月 当社代表取締役副社長 2022年4月 当社代表取締役副社長執行役員 2023年4月 当社代表取締役社長執行役員（現任）	17,100株
[取締役候補者とした理由] 内田 誠氏は、長年にわたり膜・水処理事業に携わっており、これまで培った豊富な知見と企業経営に関する幅広い経験を活かし、当社および当社グループの業績ならびに企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。			

招集・通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	にしえかつじ 西江勝治 (1972年6月1日)	1996年4月 有限会社アクアシステム入社 1999年5月 橘工業株式会社入社 2000年10月 当社入社 2014年4月 当社海外営業部長 2018年4月 当社理事韓国営業部長 2019年6月 当社取締役 2020年6月 営業本部副本部長兼韓国営業部長 2022年4月 当社取締役執行役員 2023年4月 当社取締役常務執行役員(現任) 営業本部長(海外担当) 兼設計本部長(現任) (重要な兼職の状況) 野村マイクロ・サイエンスUSA Ltd.,Co 代表取締役	8,700株
[取締役候補者とした理由] 西江勝治氏は、国内および海外営業部門で業務経験を積み、これまで培った経験と知識を活かし、当社および当社グループの業績ならびに企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。			
4	※ にしむらしろう 西村司朗 (1964年8月22日)	1985年4月 広島トヨペット株式会社入社 1991年8月 当社入社 2015年4月 資材部長 2021年4月 理事 2022年4月 執行役員(現任) 資材部担当(現任) 2023年4月 管理本部長(現任)	6,551株
[取締役候補者とした理由] 西村司朗氏は、当社において長年にわたり国内営業、メンテナンス、資材調達などに携わり、顧客およびサプライチェーン双方の接点として豊富な経験と幅広い知見を有していることから、当社および当社グループの業績ならびに企業価値向上に寄与できるものと判断し、取締役候補者としております。			

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 千田豊作氏は、株式会社野村マイクロ・サイエンス コリアの代表取締役であり、当社は同社に超純水製造装置の部品販売、研究開発の委託を行っております。
3. 西江勝治氏は、野村マイクロ・サイエンスUSA Ltd.,Coの代表取締役であり、当社は同社に超純水製造装置の部品販売を行っております。
4. 他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

5. 当社は、保険会社との間で被保険者を当社の取締役とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その保険料は当社が負担しております。当該保険の内容の概要は、保険期間中に被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、犯罪行為または法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害等は補償対象外としております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役小柴真彦氏は辞任により、また監査等委員である取締役田中伸介氏および新島由未子氏は任期満了により、退任となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者に関する事項は、54頁から55頁に記載のとおりであります。

監査等委員である取締役候補者一覧

候補者番号	ふりがな氏名	当社における地位・担当	候補者属性
1	せ しも しのお 瀬 下 忍 新任	執行役員管理本部副本部長 兼総務部担当	
2	た なか しん すけ 田 中 伸 介 再任	—	社外取締役 独立役員
3	にい じま ゆみ こ 新 島 由未子 再任	—	社外取締役 独立役員

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	※ せ しも しのぶ 瀬 下 忍 (1956年8月10日)	1979年4月 山一証券投資信託販売株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)入社 1998年4月 株式会社オリンピック(現株式会社Olympicグループ)入社 2007年6月 当社入社 2011年4月 社長室長 2014年4月 総務部長 2017年4月 理事 2019年6月 理事総務部長 2023年4月 執行役員(現任) 管理本部副本部長兼総務部担当(現任)	2,331株
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</p> <p>瀬下 忍氏は、当社において社長室長、総務部長などを歴任し、長年にわたり管理部門の立場から内部統制システムの一翼を担ってまいりました。また、当社のコーポレートガバナンスの強化・充実を図るとともに、IR業務に携わり株主や機関投資家との対話を通して株主の視点を経営に反映するよう努めてまいりました。</p> <p>当社は、このような同氏の豊富な業務経験と内部統制やコーポレートガバナンスに関する幅広い見識が取締役会での株主視点による経営監督、ならびに当社の持続的な株主価値・企業価値の向上のために必要であると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。</p>			
2	た なか しん すけ 田 中 伸 介 (1956年8月8日)	1980年4月 三菱重工業株式会社入社 2010年4月 同社冷熱事業本部営業部長 2013年10月 三菱重工冷熱株式会社取締役ヒートポンプ営業室長 2014年4月 同社取締役北日本支社長 2015年6月 同社執行役員北海道支社長 2021年5月 同社退社 2021年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	一株
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>田中伸介氏は、長年にわたる業務や企業経営を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社においては、取締役会や監査等委員会において、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の妥当性・適正性確保の観点から、積極的に発言を行うとともに、指名委員会では委員長として独立した立場から客観的な議論の展開を指揮し、報酬委員会としては経営視点から、客観性・透明性の確保を意識した議論の展開により、指名委員会・報酬委員会の監督機能の強化に貢献しております。</p> <p>当社は、同氏のような当社における貢献を踏まえ、同氏の経営者としての豊富な経験と幅広い見識が、当社の持続的な株主価値・企業価値の向上のために必要であると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	にいじまゆみこ 新島由未子 (1981年2月12日)	2009年12月 弁護士登録(東京弁護士会) 2010年1月 山田法律特許事務所入所(現任) 2018年4月 株式会社丹青社社外取締役(監査等委員)(現任) 2021年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2021年9月 公認不正検査士登録 (重要な兼職の状況) 株式会社丹青社社外取締役(監査等委員)	一株
	<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>新島由未子氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社においては、取締役会や監査等委員会において、弁護士としての専門性に基づき、経営の妥当性・適正性の確保、コンプライアンスの視点から積極的な発言を行うとともに、指名委員・報酬委員としては独立した立場から客観性・透明性の確保を意識した議論の展開により、指名委員会・報酬委員会の監督機能の強化に貢献しております。</p> <p>当社は、同氏のこのような当社における貢献を踏まえ、同氏の弁護士としての専門性、ならびに企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識が、当社の持続的な株主価値・企業価値の向上のために必要であると判断しております。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としております。</p>		

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 田中伸介および新島由未子の両氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 田中伸介および新島由未子の両氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 田中伸介および新島由未子の両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で被保険者を当社の取締役とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その保険料は当社が負担しております。当該保険の内容の概要は、保険期間中に被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、犯罪行為または法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害等は補償対象外としております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。
7. 田中伸介および新島由未子の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

【ご参考】取締役のスキル・マトリックス

第2号議案および第3号議案が可決された場合の取締役会の構成ならびに各取締役の専門性は以下のとおりです。

No.	取締役 氏名	指名委員会 報酬委員会	独立社外 取締役	企業経営 事業運営 経営企画・戦略	技術・開発 エンジニアリング	営業 マーケティング	グローバル 海外事業	財務・会計 人事	法務 コンプライアンス リスクマネジメント	ESG サステナビリティ
1	千田 豊作	指名委員		●	●	●	●			
2	内田 誠	報酬委員		●	●	●	●		●	●
3	西江 勝治				●	●	●			
4	西村 司朗				●	●	●	●		●
5	瀬下 忍 (監査等委員)	指名委員 報酬委員						●	●	●
6	田中 伸介 (監査等委員)	指名委員 報酬委員	●	●		●	●		●	
7	新島由未子 (監査等委員)	指名委員 報酬委員	●						●	
8	片岡 久依 (監査等委員)	指名委員 報酬委員	●				●	●		

第4号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る報酬額改定の件

当社は、2019年6月20日開催の第50回定時株主総会において取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入、ならびに本制度に基づき対象取締役に支給する金銭報酬債権の報酬額は年額30,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、対象取締役が交付を受ける当社株式の総数は年50,000株以内とご承認をいただき、その後、対象取締役に支給する金銭報酬債権の報酬額を、2021年6月23日開催の第52回定時株主総会において年額50,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）に、また、2022年6月23日開催の第53回定時株主総会において年額70,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）に改定させていただいておりますが、当社の業績の伸展および当社株価の上昇に伴う当社株式価値の増加、ならびに昨今の経営環境の変化に伴う取締役の役割・責務の増大などの諸般の事情を考慮し、当社の中長期的な企業価値向上に向けた取組みを更に強化するためのインセンティブとするとともに、株主の皆様とより一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に支給する金銭報酬債権の報酬額を年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）へ改定させていただきたいと存じます。

なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告22頁から23頁に記載のとおりであります。

また、現在の対象取締役は5名であります。第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認されますと、対象取締役は4名となります。

本議案につきましては、報酬委員会の答申および監査等委員会の審議を経ております。

譲渡制限付株式の付与のための報酬の概要

本制度は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させることで、当社の普通株式を発行または処分し、これを保有させるもので、本制度により発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内としております。

ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当等によって増減した場合、当該上限株式数は、その比率に応じて合理的な範囲で調整するものといたします。

本制度による譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎とし、当社の普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲で取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に際しては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本制度により当社の普通株式の割り当てを受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定、担保権設定の予約、その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」といいます。）。

(2) 譲渡制限期間の解除

当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が任期満了、死亡その他正当な理由により当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的な範囲で調整するものとする。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 退任等の場合の取扱い

対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

ただし、当社は、譲渡制限が解除された時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡等ができないよう、譲渡制限期間中は対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理する。

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2019年6月20日開催の第50回定時株主総会において、年額40,000千円以内とご承認をいただいておりますが、当社の業績が伸展するなか、昨今の経営環境の変化に伴い監査等委員である取締役の役割・責務が増大していることなどの諸般の事情を考慮し、年額50,000千円以内と改定させていただきたいと存じます。

なお、第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）となります。

第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）八巻由孝氏および芳賀孝之氏は任期満了により、また、監査等委員である取締役小柴真彦氏は辞任により、それぞれ退任されますので、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは、退任される取締役（監査等委員である取締役を除く。）につきましては取締役会に、また、監査等委員である取締役ににつきましては監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針および取締役退職慰労金取扱内規に沿って、過半数が社外取締役に構成される報酬委員会への諮問を経て取締役会において決定され、また、監査等委員である取締役に退職慰労金につきましては、監査等委員の報酬に関する内規に従い監査等委員である取締役の協議において決定されていることから、相当であると判断しております。

なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告22頁から23頁に記載のとおりであります。

また、本議案における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の退職慰労金の贈呈につきましては、監査等委員会の審議を経ております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
八巻由孝	2004年6月 当社取締役 2009年6月 当社常務取締役 2011年6月 当社取締役専務執行役員 2017年4月 当社代表取締役社長 2022年4月 当社代表取締役社長執行役員 2023年4月 当社取締役 現在に至る
芳賀孝之	2018年6月 当社取締役 2020年6月 当社常務取締役 2022年4月 当社取締役常務執行役員 2023年4月 当社取締役 現在に至る
小柴真彦	2018年6月 当社監査等委員（常勤）である取締役 現在に至る

（注）八巻由孝氏への退職慰労金の額は、退職慰労金制度が再導入された2010年6月23日から本総会終結時までの期間を在任期間として決定されるものとします。

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 6社
- ・連結子会社の名称 株式会社野村マイクロ・サイエンス コリア
上海野村水処理工程有限公司
野村マイクロ・サイエンス USA Ltd.,Co
アグループプラスチック株式会社
野村微科学工程股份有限公司
野村（上海）水処理工程技術有限公司

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲の変更に関する事項

拡大が予想される中国マーケットに対応するため、中国において半導体関連企業を中心に水処理装置の供給事業を手掛けておりました水翼（上海）成套工程有限公司の全持分を2023年1月に取得し、社名を野村（上海）水処理工程技術有限公司としております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社野村マイクロ・サイエンス コリア、上海野村水処理工程有限公司、および野村マイクロ・サイエンス USA Ltd.,Coの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。また、野村（上海）水処理工程技術有限公司の決算日は12月31日であり、決算日の差異が3か月を超えていないため、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。なお、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法採用
- ロ. デリバティブ 時価法
- ハ. 棚卸資産の評価基準および評価方法
 - ・商品、製品および原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
 - ・仕掛品および貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産 定率法、一部の連結子会社は定額法
 （リース資産を除く） なお、当社および国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。
 なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物	2～47年
機械装置及び運搬具	2～13年
工具、器具及び備品	2～20年
- ロ. 無形固定資産 定額法
 （リース資産を除く） ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込使用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ハ. リース資産
 - ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ニ. 長期前払費用 均等償却

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権について

- は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 当社および一部の連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金 当社および一部の連結子会社は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ニ. 製品保証引当金 完了した請負工事に係る瑕疵担保に備えるため、過去の実績支出割合により計上しております。
- ホ. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社および一部の連結子会社は、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ヘ. 工事損失引当金 受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末手持ち受注工事のうち、翌連結会計年度以降損失発生が見込まれ、かつ、金額を合理的に見積ることができる工事について、その損失見込額を計上しております。
- ト. 損害賠償引当金 当社は、損害賠償金の支払に備えるため、当連結会計年度末における支払い見込額に基づき計上しております。
- ④ 重要な収益および費用の計上基準
- 当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。
- ・工事契約による請負、役務の提供
- 当該履行義務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度（進捗度の見積もりは原価比例法）に基づき収益を認識しております。ただし、契約における開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い案件については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。
 - ・製品の販売

当該履行義務については、一時点で当該資産に対する支配が顧客に移転されると判断しております。出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、主に出荷時点で収益を認識しております。なお、出荷基準を適用しない製品の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

⑤ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産および負債は、在外子会社の仮決算日の直物が替相場により円貨に換算し、収益および費用は在外子会社の仮決算の会計期間に基づく期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについて振当処理の条件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

a. ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…商品輸入による外貨建買入債務

b. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ. ヘッジ方針

主に当社の内規である「市場リスク管理規程」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引は、ヘッジ手段とヘッジ対象となる資産・負債または予定取引の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時およびその後においても継続して相場変動が完全に相殺されるものであると想定することができるためヘッジの有効性の評価は省略しております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引についても有効性の評価を省略しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

・ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異および過去勤務費用については、発生年度に全額費用処理しております。

(6) 会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

① 履行義務の充足に係る進捗度に基づく収益認識23,998,517千円

当社グループは、工事契約による請負、役務の提供に係る履行義務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約における開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い案件を除き、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しておりますが、当初予想と実績に乖離が生じた場合には翌連結会計年度に係る連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

② 工事損失引当金1,635千円

当社グループは、受注工事に係る将来の損失に備えるため、次期繰越工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見積額を工事損失引当金として計上しております。損失見込額については現在入手可能な情報を基に適切に見積りを行っておりますが、見積りと実績が異なった場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することにしました。

この結果、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

定期預金	44,561千円
------	----------

上記物件は、瑕疵担保保証44,561千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,097,403千円

(3) 当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約

当社および連結子会社（アグループプラスチック株式会社、株式会社野村マイクロ・サイエンス コリア、上海野村水処理工程有限公司）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額および貸出コミットメントラインの総額	8,215,360千円
---------------------------	-------------

借入実行残高	3,442,880千円
--------	-------------

差引額	4,772,480千円
-----	-------------

(4) 財務制限条項

当社グループの借入金のうち、コミットメントライン契約には以下の財務制限条項が付されております。

2012年2月14日に締結したコミットメントライン契約（借入枠500,000千円、借入実行額0千円）

- ① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を2022年3月期の75%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とにならないようにすること。

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) 負のれん発生益

中国において半導体関連企業を中心に水処理装置の供給事業を手掛けておりました水翼（上海）成套工程有限公司の全持分を取得したことにより発生しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末の株式数 (株)
普通株式	10,152,000	—	—	10,152,000

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末の株式数 (株)
普通株式	944,863	28	98,000	846,891

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取によるものであり、自己株式の数の減少は、取締役5名に対する譲渡制限付株式の付与、および新株予約権の行使によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	598,463千円	65円	2022年3月31日	2022年6月24日
2022年11月14日 取締役会	普通株式	370,405千円	40円	2022年9月30日	2022年12月9日

② 基準日が、当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,023,561千円	110円	2023年3月31日	2023年6月23日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	当連結会計年度末株式数
第3回新株予約権	普通株式	81,000株
第4回新株予約権	普通株式	36,000株
第5回新株予約権	普通株式	187,500株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、水処理装置等の受注に伴う運転資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびリスク

営業債権である受取手形、売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。

借入金およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に水処理装置の受注に係る資金調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ⑥ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程・債権管理細則に従い、営業債権および貸付金について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の販売管理規程に準じて、同様の管理を行っております。満期保有目的の債券は、有価証券会計処理細則に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。また、外貨建買入債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で為替予約取引を利用しております。有価証券および投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

ハ、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理
 当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても、同様の方法で管理しており、毎月当社に報告しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額82,155千円）は「投資有価証券」には含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 受取手形	367,972	367,972	－
② 売掛金	8,154,277	8,157,849	3,572
③ 電子記録債権	654,957	654,957	－
貸倒引当金 (*2)	△15,766	△15,766	－
	9,161,440	9,165,013	3,572
④ 投資有価証券	451,359	451,359	－
資産計	9,612,800	9,616,372	3,572
① 支払手形及び買掛金	7,341,589	7,341,589	－
② 短期借入金	3,442,880	3,442,880	－
③ 長期未払金	150,655	150,666	11
負債計	10,935,124	10,935,135	11
デリバティブ取引 (*3)	43,999	43,999	－

(*1) 現金及び預金については、現金であること、および預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 受取手形、売掛金および電子記録債権に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

- (注) 1. 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明
金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
- レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算出した時価
 - レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算出した時価
 - レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

受取手形、売掛金、電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金

これらの時価について、リスクフリーレートで割引いた現在価値により算定しておりレベル2の時価に分類しております。

7. 退職給付会計に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社および一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付制度として確定給付企業年金制度を、確定拠出制度として確定拠出年金制度を採用しております。

なお、一部の連結子会社は、確定給付制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付に係る負債および退職給付費用を計算しております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,026,347千円
勤務費用	89,735
利息費用	2,858
数理計算上の差異の発生額	△579
退職給付の支払額	△70,792
その他	2,320
<hr/> 退職給付債務の期末残高	<hr/> 1,049,891

(注) 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債の算定にあたり、簡便法を採用しておりません。

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,258,713千円
期待運用収益	22,224
数理計算上の差異の発生額	△35,780
事業主からの拠出額	60,305
退職給付の支払額	△78,593
その他	2,620
<hr/> 年金資産の期末残高	<hr/> 1,229,489

③ 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,040,992千円
年金資産	△1,229,489
<hr/>	<hr/> △188,496
非積立型制度の退職給付債務	8,898
<hr/>	<hr/>
退職給付に係る負債	8,898
退職給付に係る資産	△188,496
<hr/>	<hr/>
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△179,598

④ 退職給付費用およびその内訳項目の金額	
勤務費用	89,735千円
利息費用	2,858
期待運用収益	△22,224
数理計算上の差異の費用処理額	35,201
過去勤務費用の費用処理額	—
その他	2,320
<hr/>	<hr/>
確定給付制度に係る退職給付費用	107,892

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。

⑤ 退職給付に係る調整額	
退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
過去勤務費用	—千円
数理計算上の差異	—
<hr/>	<hr/>
合 計	—

⑥ 退職給付に係る調整累計額	
退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
未認識過去勤務費用	—千円
未認識数理計算上の差異	—
<hr/>	<hr/>
合 計	—

⑦ 年金資産に関する事項	
イ. 年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。	
債券	49%
株式	48
現金及び預金	3
その他	—
<hr/>	<hr/>
合 計	100

ロ. 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

割引率	0.63%
長期期待運用収益率	2.00%
予想昇給率	1.91%

(3) 確定拠出制度

当社および連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、60,967千円であります。

8. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

リース資産および不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

リース資産につきましては、リース期間を使用見込期間として、割引率はリスクフリーレートを使用、また、不動産賃貸借契約につきましては、直近実績を考慮して原状回復見込み額を算出し、賃貸借契約期間により償却しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	10,628千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	－千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円
有形固定資産の売却に伴う減少額	－千円
期末残高	<u>10,628千円</u>

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

該当事項はありません。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	日本	韓国	中国	台湾	アメリカ	
顧客との契約から生じる収益	21,389,489	7,224,645	9,074,869	6,340,318	5,566,508	49,595,831
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	21,389,489	7,224,645	9,074,869	6,340,318	5,566,508	49,595,831

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(5)会計方針に関する事項④重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約に財又はサービスに対する保証及び関連する義務が含まれる場合の履行義務に関する情報

一部の販売契約において、契約毎に定められた保証期間内に生じた製品の欠陥による故障に対しては無償で修理又は交換を行う製品保証義務を有しております。当該保証義務は、製品が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。

② 履行義務が一定の期間にわたり充足される場合の通常支払期限

一部の取引に関する取引の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しております。

(4) 当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産および契約負債の残高等

契約資産は、主に請負契約等により工事進捗率に基づいて認識した収益に係る未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検取時に売上債権に振替られます。契約負債は、主に請負契約における顧客からの前受金であります。

なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は927,610千円であります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約資産（期首残高）	3,307,387
契約資産（期末残高）	6,812,671
契約負債（期首残高）	927,610
契約負債（期末残高）	6,298,262

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、未充足（または部分的に未充足）の履行義務に配分した取引金額およびその将来認識されると見込まれる金額は以下の通りであります。

1年内	32,379,951千円
1年超	19,472,029千円
合計	51,851,980千円

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,277円39銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 627円60銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

- ① 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法を採用しております。

③ デリバティブ 時価法

④ 棚卸資産の評価基準および評価方法

- ・商品、製品および原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・仕掛品および貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 2～47年

機械及び装置 2～13年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込使用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用

均等償却

(3) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 製品保証引当金

完了した請負工事に係る瑕疵担保に備えるため、過去の実績支出割合により計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。また、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金または前払年金費用に計上しております。

⑥ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

- ⑦ 工事損失引当金 受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末手持ち受注工事のうち、翌事業年度以降損失発生が見込まれ、かつ、金額を合理的に見積ることができる工事について、その損失見込額を計上したものであります。
- ⑧ 損害賠償引当金 損害賠償金の支払に備えるため、当事業年度末における支払い見込額に基づき計上しております。

(5) 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

・工事契約による請負、役務の提供

当該履行義務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度（進捗度の見積もりは原価比例法）に基づき収益を認識しております。ただし、契約における開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い案件については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

・製品の販売

当該履行義務については、一時点で当該資産に対する支配が顧客に移転されると判断しております。出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、主に出荷時点で収益を認識しております。なお、出荷基準を適用しない製品の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ取引
ヘッジ対象…変動金利借入金
- ③ ヘッジ方針 主に当社の内規である「市場リスク管理規程」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 特例処理の要件を満たす金利スワップは、有効性評価の記載を省略しております。

(7) 会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

① 履行義務の充足に係る進捗度に基づく収益認識9,457,866千円

当社は、工事契約による請負、役務の提供に係る履行義務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約における開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い案件を除き、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しておりますが、当初予想と実績に乖離が生じた場合には翌事業年度に係る計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

② 工事損失引当金一千円

当社は、受注工事に係る将来の損失に備えるため、次期繰越工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見積額を工事損失引当金として計上しております。損失見込額については現在入手可能な情報を基に適切に見積りを行っておりますが、見積りと実績が異なった場合、翌事業年度に係る計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することにしました。

この結果、計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,343,199千円

(2) 偶発債務

被保証者	保証金額 (千円)	被保証債務の内容
株式会社野村マイクロ・サイエンス コリア	309,300	借入債務
上海野村水処理工程有限公司	1,708,960	借入債務
野村微科学工程股份有限公司	2,800,572	借入債務
野村 (上海) 水処理工程技術有限公司	97,100	借入債務
計	4,915,932	

(3) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

① 短期金銭債権 69,972千円

② 短期金銭債務 355,461千円

(4) 取締役および監査役との間の取引による取締役および監査役に対する金銭債権の総額
該当事項はありません。

(5) 取締役および監査役との間の取引による取締役および監査役に対する金銭債務の総額
該当事項はありません。

(6) 親会社株式の各表示区分別の金額
該当事項はありません。

(7) 当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額および貸出コミットメントラインの総額	5,600,000千円
借入実行残高	2,100,000千円
差引額	3,500,000千円

(8) 財務制限条項

当社の借入金のうち、コミットメントライン契約には以下の財務制限条項が付されております。

2012年2月14日に締結したコミットメントライン契約（借入枠500,000千円、借入実行額0千円）

① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を2022年3月期の75%以上に維持すること。

② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	4,096,379千円
② 仕入高	1,827,870千円
③ 営業取引以外の取引高	788,272千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	944,863	28	98,000	846,891

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取によるものであり、自己株式の数の減少は、取締役5名に対する譲渡制限付株式の付与、および新株予約権の行使によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	106,603千円
賞与引当金	115,458
未払事業税	19,043
製品保証引当金	79,508
工事未払原価	24,127
棚卸資産評価損	1,841
役員退職慰労引当金	79,525
長期未払金	46,070
有価証券評価損	1,206
子会社株式評価損	7,284
関係会社株式評価損	4,981
関係会社出資金評価損	133,065
資産除去債務	9,394
株式報酬費用	20,636
その他	88,731
繰延税金資産小計	737,477
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△346,339
繰延税金資産合計	391,137
繰延税金負債	
その他投資有価証券評価差額金	△70,022
前払年金費用	△59,722
その他	△13,410
繰延税金負債合計	△143,155
繰延税金資産の純額	247,982

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%
住民税均等割	0.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.8%
試験研究費等控除	△5.1%
評価性引当額の増減	2.8%
海外子会社配当金	△6.6%
海外子会社配当金源泉税と控除税額	1.4%
その他	△1.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.3%

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性	会社名称	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社野村マイクロ・サイエンス コリア	千KRW 3,849,840	超純水装置の販売、保守およびシステム開発等	(所有) 直接100.0	役員 3名	製品・商品の仕入、販売等	売上高 仕入高 手数料 業務委託 取配当 債 309,300	455,390 669,931 115,870 3,450 385,073	売掛金 未収入金 立替金 買掛金 未払金	64,085 345 5,542 213,878 29,986
子会社	上海野村水处理工程有限公司	千US\$ 7,100	超純水装置の販売、保守	(所有) 直接100.0	役員 2名	製品・商品の仕入、販売等	売上高 仕入高 手数料 業務支 業債 1,708,960	415,339 57,662 3,113 1,200	売掛金 未収入金 買掛金	139,891 300 9,344
子会社	野村マイクロ・サイエンス USA Ltd., Co	千US\$ 1,200	超純水装置の販売、保守	(所有) 直接100.0	役員 3名	製品・商品の仕入、販売等	売上高 仕入高	2,739,027 373	売掛金	1,291,858
子会社	野村微科学工程股份有限公司	千NT\$ 75,000	超純水装置の販売、保守	(所有) 直接100.0	役員 2名	製品・商品の仕入、販売等	売上高 業務受 取配当 債 2,800,572	486,621 1,200 213,345	売掛金 未収入金 買掛金	80,084 300 138

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 製品・商品の仕入、販売金額は、市場価格を勘案し、価格交渉の上、決定しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5)収益および費用の計上基準」に記載の通りであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,499円05銭
(2) 1株当たり当期純利益	222円89銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。